

ひょうご防犯まちづくり推進協議会

シンボルキャラクター決定!!

当協議会の活動を広く県民に向けてPRすることを目的に、当協会シンボルキャラクターを平成17年11月1日から平成17年11月30日までの1ヶ月間、全国から募集したところ、全国から223点（兵庫県内106、県外117）の応募があり、厳正な審査の結果、以上のとおり最優秀作品1点、優秀作品3点を決定しました。

最優秀作品

キャラクター名

「マモリン」

応募者

信貴正明さん（新潟県燕市）



優秀作品



「ストッパー」

上野 晃さん

（神奈川県相模原市）



「ヒョーポー」

杉山 浩さん

（静岡県静岡市）



「御用だわん」

松芳 恵さん

（兵庫県たつの市）

今後は、最優秀作品である「マモリン」を当協議会のシンボルキャラクターとして、広く活用していきたいと考えています。会員の皆さんにおかれましても、防犯に関する啓発活動の際には、「マモリン」をご活用いただきますようお願いします。

なお、「マモリン」ご活用の際は、事務局までご連絡ください。

「地域安全まちづくり条例」が制定されました（兵庫県）

地域社会の力で安全・安心な兵庫の実現を！

近年、県民の生活に身近なところで発生する犯罪の多発を受け、「地域の安全は地域自らが守ろう」との志のもと、住民や各種団体・事業者の皆さんによる防犯活動や安全で快適な暮らしの実現を目指した活動が各地で展開されつつあります。

当協議会の会員である兵庫県では、こうした地域安全まちづくり活動を通じて、「安全で安心な兵庫」の実現を図るため、県民の皆さんによる活動の拠り所となる「地域安全まちづくり条例」を制定（平成18年4月1日施行）しました。

今後は、当協議会においても、この条例の基本理念に基づき、安全で快適な暮らしの実現に向けた取組を展開してまいります。

条例の特色

犯罪の防止のための取組のみならず、広く社会の秩序の維持に向けた安全で快適な暮らしを実現するための活動を通じて、安全で安心な兵庫を目指します。

県民の皆さんが連携して取り組むべき具体の活動例を掲げ、地域ぐるみ・県民ぐるみによる活動を促進します。

県の主たる役割を県民の皆さんの活動に対する支援と位置づけ、そのために講ずる施策をできるだけ幅広く規定しています。

地域安全まちづくり推進員、事業所防犯責任者の設置、各種指針の策定など、具体的なしくみを規定し、実効性の確保にも配慮しています。

条例の構成

第1章（総則）

- ・ 基本理念
- ・ 県民の役割
- ・ 地縁団体等の役割
- ・ 事業者の役割
- ・ 県の責務
- ・ 県民等、県及び市町の相互の連携

第2章（地域安全まちづくり活動）

- ・ 地域安全まちづくり活動
- ・ 子ども・高齢者等の安全確保
- ・ 防犯に配慮した施設の管理等の取組
- ・ 防犯に配慮した基盤の整備

第3章（地域安全まちづくり活動への支援）

- ・ 地域安全まちづくり活動への支援
- ・ 推進計画の策定
- ・ 指針の策定
- ・ 地域安全まちづくり推進員の設置
- ・ 犯罪被害者等に対する支援
- ・ その他の地域安全まちづくり施策

第4章（雑則）

- ・ 補則

条例の主な内容

地域安全まちづくり活動（県民のみなさんに取り組んでいただきたい活動）

県民等が行うべき活動の明示（第7条）

県民等による建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回、地縁団体等による講習会の開催、事業者による建物、車両等の適正な管理、従業員に対する防犯教育など、それぞれが取り組むべき活動の具体例を規定しています。

子ども、高齢者等の安全確保（第8条）

子どもや高齢者等の安全確保のため、子どもの通学路等の巡回活動、子どもに対する防犯教育、子どもの規範意識をはぐくむ教育、高齢者等に対する防犯意識の普及・意識のかん養などの具体の取組例を規定しています。

事業所防犯責任者の設置（第9条第3項）

事業者が自ら及び県民等の安全を確保するため、事業所ごとに防犯責任者を設置するよう努めなければならないことを規定しています。



地域安全まちづくり活動への支援（県が行う支援施策）



（条例パンフレット表紙）

地域安全まちづくり活動への支援（第11条）

県は、情報提供、知識等の習得機会の提供、技術的助言、人材の確保等の支援施策を実施します。

推進計画の策定（第12条）

知事は、県民等の活動を支援する施策を総合的、計画的に講ずるため、「推進計画」を策定します。

指針の策定（第13条）

知事は、道路、公園、駐車場等の構造・設備等県民等が具体の取組を進める際のガイドラインとなる「指針」を策定します。

地域安全まちづくり推進員の設置（第14条）

知事は、自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組むとともに他の県民等や機関との連携・協働の調整を行う県民を「地域安全まちづくり推進員」として委嘱します。

兵庫県では、条例の内容をまとめたパンフレットを作成・配付しています。ご希望の際は、県地域安全課までお気軽にご連絡ください。

当協議会会員団体の防犯に関する取組紹介

兵庫県書店商業組合の防犯活動

当協議会に昨年入会した兵庫県書店商業組合では、平成18年2月20日（月）から、組合加盟の県内201店舗において、「女性と子どもを守る110番の店」事業を開始しました。

この取組は、昨今の女性や子どもに対する凶悪な犯罪が多発し、大きな社会問題となっていることから、「女性と子どもを守る110番の店」のステッカーを店舗に掲示するとともに、女性や子どもが助けを求めてきた場合の対応マニュアルを配布し、女性や子ども等の応急措置や警察や関係機関への通報等を実施しようとする取組です。

各会員団体の皆さんにおかれても、地域社会の安全と安心のためにできることから取り組んでいただきますようお願いいたします。当協議会としてもこうした取組が全県に広がっていくよう、一層の情報提供などに努めてまいります。



まちづくり防犯グループの取組紹介

加古川市「平岡っ子を守る会」の活動

兵庫県では、自治会などによる地域の防犯活動団体を「まちづくり防犯グループ」として登録していただき、グループに対して、立ち上げ経費等の助成や防犯活動に必要なジャンパーや帽子、腕章などの支給、各種防犯情報などの提供を実施しています。



平成18年4月末現在で、兵庫県下に1,536グループが結成され、県下の5,711自治会（県下の57.7%）で防犯パトロールや子どもの見守り活動など、各地域の実情に応じた防犯に関する取組を展開されています。

加古川市の「平岡っ子を守る会」では、加古川市立平岡小学校区内に住まわれている定年退職された方々の有志が中心となって、「社会に

対する恩返しをしよう。」と子どもの安全を見守る活動を始められました。

現在では、校区内の自治会はもちろん、PTAや老人クラブも活動に加わり、校区内の地域が一丸となって子どもの安全を見守っています。

また、小学校との連携を図り、正門と校舎の間に活動拠点となるプレハブ小屋を設置し、校内パトロールをはじめ、植木の剪定などの環境整備、低学年の下校時の付き添い、学校行事へのサポートなどの活動をされています。



発行

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課内
ひょうご防犯まちづくり推進協議会事務局
電話：078-362-3205 FAX：078-362-4465